

個人情報取扱事務の諮問事案書（第9条第1項第4号）

諮問事項	下水道使用料徴収のための給水台帳情報の利用			
所管課等	下水道総務課			
事務の名称	下水道使用料管理事務			
事務の目的	下水道を使用している者の水栓を正しく把握し、下水道使用料を適正に賦課徴収する。			
開始予定年月日	平成29年7月23日			
個人の類型	給水装置工事施行承認願（給水設備台帳）に記載されている者			
個人情報の項目名	工事申込者住所・氏名、工事施工者、給水装置所在地、所有者住所・氏名、使用者氏名、水栓番号、需要者番号、配管図			
個人情報を利用する	保有課等	水道局給水課	利用課等	下水道総務課
本人通知の実施の有無	無し			
本人通知を行わない場合はその理由	<p>本人通知をしない場合の類型3に該当(通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない。)</p> <p>ただし、当該個人情報を確認した結果、下水道使用料の賦課情報を修正する事例があった場合については、その経緯等を含めた本人への通知を行う。</p>			